

歯科外来診療の医療関連感染対策について

- ・口腔内で使用する歯科医療機器等について患者さんごとの交換や専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等、十分な医療関連感染対策を講じております。
- ・感染症患者に対する歯科診療を円滑に実施する体制を確保しております。
- ・歯科外来診療の医療関連感染対策に係る標準予防策及び新興感染症に対する対策の研修を、4年に1回以上、定期的に受講している常勤の歯科医師を1名配置しております。
- ・全職員を対象とした医療関連感染対策にかかる標準予防策及び新興感染症に対する対策等の院内研修等を実施しております。

2024年4月